

(一社)全国LPガス協会
都道府県LPガス協会

令和7年度「安全機器普及状況等及び需要開発推進取組状況等」に関する調査について(お願い)

拝啓 時下ますますご盛栄のこととお喜び申し上げます。

皆様には、保安対策及び需要開発、さらには競合エネルギー対策など各種活動を実施いただき、併せて本調査にも継続的なご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

本調査は、業界全体の安全機器の普及や需要開発、および取引の適正化への取り組み状況を把握し、行政や消費者等へLPガスの信頼性を広く周知する重要な調査となりますのでご協力をお願いいたします。

なお、本年度より、従来の送付方式に加え、システムを利用したWEB回答も実施することになりました。詳細については次ページの「調査票WEB回答方法」をご参照ください。

つきましては、ご多忙の折誠に恐縮ではございますが、令和8年3月末現在の状況について調査票へご記入の上、ご回答くださいますようお願い申し上げます。なお、WEB回答が困難な場合は、従来通り所属の都道府県協会まで調査票をご送付くださいますようお願い申し上げます。

記

1. 保安対策につきましては、自主保安運動をはじめとした様々な事故防止対策を実施いただき、近年のLPガス事故件数は低位で推移しているものの、さらなる事故防止対策をご推進いただき一層の事故件数低減をお願いいたします。
2. 需要開発につきましては、LPガス業界を挙げて実施しております需要開発推進取組状況に加え、近年のカーボンニュートラルへの対応をすべく省エネ機器への拡販についても調査をさせていただきます。
3. 取引の適正化につきましては、令和6年4月に商慣行是正に伴う液石法施行規則(省令)が改正され、①過大な営業行為の制限(令和6年7月2日施行)、②三部料金制の徹底(令和7年4月2日施行)、③LPガス料金等の情報提供(令和6年7月2日施行)の状況についても調査をさせていただきます。

※本報告書にご記入いただきました個人情報につきましては、本報告書の内容等のお問い合わせのみにご使用させていただきます。

敬 具

調査票WEB回答ご協力のお願い

平素は弊協会の活動にご理解ご協力賜りありがとうございます。

集計業務の効率化のために本年度よりパソコンやスマートフォンから回答いただけるWEB回答も可能となりました。

回答方法は以下のとおりとなりますので、是非ご協力いただけますよう、よろしくお願い申し上げます。

【調査票 WEB の操作方法】

- ① 以下の URL をクリックするか、スマートフォンで QR コードを読み取ってアクセスしてください。

<https://www.ilsa-system.jp/auth/login>



- ② ログインをするためには ID、パスワードを入力してください。



※事前にメールアドレスを登録されている場合は、登録先のアドレスに ID、パスワードが届きますので入力してください。

※事前登録をされていない場合は、都道府県協会から通知される ID、パスワードを入力してください。

- ③ ユーザー設定の登録内容の確認をお願いします。



※ログイン後、画面の右上にある「設定」をクリックしてください。表示された「事業者情報」に間違いがないか確認し、未入力の箇所や変更があれば修正をお願いします。

- ④ 回答を始める場合は、調査票をクリックしてください。



※画面内の「調査票」をクリックすると「燃焼器具交換・安全機器普及状況等調査報告書」、「需要開発推進取組状況等調査報告書」の 2 種類がございますので、両方の回答をお願いします。



※「編集する」をクリックすると入力画面に移ります。

- ⑤ 回答の途中経過を一時保存することも可能です。



※すべてを一度に入力する必要はありません。画面の一番下の「保存」をクリックすれば、入力途中の内容が保存され、後で続きから入力できます。

- ⑥ 全ての箇所の回答が終わりましたら、画面の一番下の「提出する」をクリックしてください。

※「提出」を押した後の修正はできませんので、修正される場合は所属の都道府県協会にご連絡ください。



上記の手順にて、回答が完了となります。

※全国LPガス協会ホームページ（会員サイト）にも操作方法の詳細が掲載されておりますので、ご参照ください。

販売事業者名でなく、販売事業所名を記入。

令和7年度 燃焼器具交換・安全機器普及状況等調査報告書(1/2)

令和8年3月末現在
(一社)全国LPガス協会 調査

① 販売事業所名	〇〇ガス株式会社 〇〇支店	担当部署名・担当者名	〇〇部〇〇課、LP太郎	
② 監督官庁の所管区分(右記のいずれかを「○」で囲んでください。)		連絡先(電話番号)	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇	
1. 経済産業省		2. 産業保安監督部		3. 都道府県
4. 市町村				
③ 消費者戸数 ※注 (キャンプ・屋台等の買置販売、閉栓消費者(空家を含む)を除く) (以下同じ)	A 業務用施設 (共同住宅と一般住宅以外)	B 共同住宅 (同一建築物内に3世帯以上入居する構造のもの)	C 一般住宅	D 合計(A+B+C)
	30 戸	100 戸	400 戸	530 戸

キャンプ・屋台等の買置販売、閉栓消費者(空家を含む)を除いた消費者戸数を記入。

注:メータ1つで業務用と一般用に使用している場合、主たる用途の区分としてください。

2 燃焼器具等未交換数(1戸に複数の燃焼器具等がある場合は、その燃焼器具等の数)

① 湯沸器(不完全燃焼防止装置の付いていないもの)	開放式	0	台
	CF式	0	台
	FE式	0	台
合計		0	台
② 風呂釜(不完全燃焼防止装置の付いていないもの)	CF式	0	台
	FE式	0	台
	合計		0
③ 排気筒(CF式、FE式、FF式及びBF式の湯沸器、給湯器、風呂釜の排気筒で、材料の不適合など法令等に適合しないもの) ※注		0	台

注:排気筒については、構造的に排気筒の取替えが不可能な場合はCO警報器の設置により交換したものとしてください。

排気筒はすべて③に記入。

3 業務用厨房施設に対するCO中毒事故防止対策状況

① 業務用厨房施設数(下記の定義を十分確認してください) ※注	20	施設	
② ①の内、法定周知以外の周知を行った施設数(ガス機器の正しい使い方、事故防止策等の周知)	20	施設	
③ ①の内、業務用換気警報器(CO警報器含む)を設置している施設数	設置済	19	施設
	設置不要	1	施設

注:業務用厨房施設とは、業務用施設であって、次の業務用機器(事故報告及び事故原因に係る特定消費設備の業務用機器)を設置している施設となります。

対象機器:業務用こんろ、業務用オープン、業務用レンジ、業務用フライヤー、業務用炊飯器、業務用グリドル、業務用酒かん器、業務用おでん鍋、業務用蒸し器、業務用焼物器、業務用食器消毒保管庫、業務用業務用湯沸器、業務用湯せん器、業務用めんゆで器、業務用煮炊釜、業務用中華レンジ、業務用食器洗浄機、業務用その他

「注」を参照のうえ、業務用厨房施設数を記入。

4 業務用施設のSB(EB)メータ設置先におけるガス警報器運動遮断の状況

① 業務用施設の内、SB(EB)メータ設置戸数	30	戸	
② ①の内、ガス警報器運動遮断戸数 ※注1	運動済	29	戸
	運動不要(屋外) ※注2	1	戸

注:1. ②のガス警報器運動遮断には警報器運動自動ガス遮断装置によるものも含めてください。
注:2. ②の運動不要(屋外)とは、屋内に燃焼器具がない戸数となります。

業務用施設のSBメータ(EBメータ)設置戸数の特定が困難な場合は、全てのSBメータ(EBメータ)設置戸数を記入。

5 集中監視システム設置戸数(ガスメータに設置されたもの)

① 第1号又は第2号認定販売事業者制度の認定を受けられる条件を満たしている集中監視システム(常時監視システム) ※注1, 3	160	戸
② 上記①以外の集中監視システム(低頻度型集中監視システム) ※注2, 3	0	戸

①:検知した特定保安情報を直ちに監視者(集中監視センター)に伝達するものです。
②:メータが検知した特定保安情報を決められた時間に監視者(集中監視センター)に伝達するものです。
③:集中監視システムは除外となります。

本調査より集中監視システムの特定保安情報が監視者(集中監視センター)に伝達される時間によって分けて記入。

期限切れは、計量法違反となりますので、確実な交換を行ってください。

6 安全機器普及状況等

	①マイコンメータ等		②ヒューズガス栓等		③ガス警報器		④調整器	
	設置済戸数 ※注1, 4, 5	内、期限切れ戸数	設置済戸数 ※注1, 3, 4 (設置不要戸数) ※注2, 3	設置済戸数 ※注1, 4 (設置不要戸数) ※注2, 3	設置済戸数 ※注1, 4 (設置不要戸数) ※注2, 3	内、製造年から5年を経過した戸数	設置施設数 ※注1, 6	内、製造年から7年交換のタイプは7年10年交換のタイプは10年を経過した施設数
A 業務用施設 (共同住宅と一般住宅以外)	30	0	29	29	20	0	20	0
B 共同住宅 (同一建築物内に3世帯以上入居する構造のもの)	100	0	95	95	30	0	30	0
C 一般住宅	400	0	390	390	350	0	350	0
D 合計(A+B+C)	530	0	514	514	400	0	400	0

注:1. 法令上の設置義務にかかわらず、各項目の安全機器の設置戸数を記入してください。(例えば一般住宅でも警報器を設置していれば「設置済」となります。業務施設が「設置済」の場合、ガス警報器の項目に「設置済」として記入してください。また、「ガス警報器」の項目に「設置済」として記入している場合は、その項目の設置戸数を「設置済」として記入してください。)

安全機器を100%設置していれば設置済戸数は消費者戸数と同数。

注4により設置済戸数と設置不要戸数の合計が消費者戸数を超えることはありません。安全機器を100%設置していれば設置済戸数と設置不要戸数の合計は消費者戸数と同数。

屋内に燃焼器具がなく、ヒューズガス栓等及びガス警報器の設置を必要としない場合は、その戸数を記入。

戸数でなく施設数を記入。

令和7年度 需要開発推進取組状況等調査報告書(2/2) 記入例

令和8年3月末現在
(一社)全国LPガス協会 調査

販売事業所名	
--------	--

自社で販売(直売)・導入した各種機器の台数をご記入ください。

7 需要開発関係

	GHP (LPガスヒートポンプ)	エネファーム	ハイブリッド 給湯器	エコジョーズ	Siセンサー コンロ	ガス浴室暖房 乾燥機
① 令和7年度 販売台数	台	台	台	台	台	台
② ①の内、非エコ ジョーズ機器から の取替台数 ※注		台	台	台		

注:取替台数とは、非エコジョーズ給湯器からエコジョーズ給湯器、エネファーム、ハイブリッド給湯器へ変更した台数を記入してください。

8 ガス料金の公表状況関係

下記の中から該当する番号を1つ選択し記入してください。

- ① 店頭でガス料金を掲載(料金表を自由に入手(配布)できるようにしている状態を含む)している。
- ② ホームページにガス料金を掲載している。
- ③ 店頭及びホームページにガス料金を掲載している。
- ④ 店頭及びホームページにもガス料金を掲載していない。

該当する番号

①～④の番号を1つだけ記入して下さい

9 取引の適正化・料金の透明化関係

下記設問に該当するA～Cに○を付けてください。

各設問に該当するA～Cに○を1つだけ記入して下さい

① 過大な営業行為について	A. 行っている	B. 行っていない
②-1 LPガス料金等の情報提供における賃貸住宅の入居者から直接要請のあった場合	A. 対応している	B. 対応できていない
②-2 LPガス料金等の情報提供における不動産関係者を通じた情報提供の実施	A. 行っている	B. 一部行っていない C. 行っていない
③ 三部料金制の実施状況について	A. 全消費者実施済	B. 一部未実施 C. 全て未実施

* 本報告書にご記入いただきました個人情報につきましては、本報告書の内容等のお問い合わせのみにご使用させていただきます。

令和7年度 燃焼器具交換・安全機器普及状況等調査報告書(1/2)

令和8年3月末現在
(一社)全国LPガス協会 調査

1 事業所の概要

① 販売事業所名			担当部署名・担当者名	
				連絡先(電話番号)
② 監督官庁の所管区分(右記のいずれかを「○」で囲んでください。)		1. 経済産業省	2. 産業保安監督部	3. 都道府県
				4. 市町村
③ 消費者戸数 ※注 (キャンブ、屋台等の質量販売、閉鎖消費者(空家を含む)は除きます。 (以下同じ))	A 業務用施設 (共同住宅と一般住宅以外)	B 共同住宅 (同一建築物内に3世帯以上入居する構造のもの)	C 一般住宅	D 合計(A+B+C)
	戸	戸	戸	戸

注:メータ1つで業務用と一般用に使用している場合、主たる用途の区分としてください。

2 燃焼器具等未交換数(1戸に複数の燃焼器具等がある場合は、その燃焼器具等の数)

① 湯沸器(不完全燃焼防止装置の付いていないもの)	開放式	台
	CF式	台
	FE式	台
	合計	台
② 風呂釜(不完全燃焼防止装置の付いていないもの)	CF式	台
	FE式	台
	合計	台
③ 排気筒(CF式、FE式、FF式及びBF式の湯沸器、給湯器、風呂釜の排気筒で、材料の不適合など法令等に適合しないもの) ※注		台

注:排気筒については、構造的に排気筒の取替えが不可能な場合はCO警報器の設置により交換したものとしてください。

3 業務用厨房施設に対するCO中毒事故防止対策状況

① 業務用厨房施設数(下記の定義を十分確認してください) ※注		施設
② ①の内、法定周知以外の周知を行った施設数 (ガス機器の正しい使い方、事故防止策等の周知)		施設
③ ①の内、業務用換気警報器(CO警報器含む)を設置している施設数	設置済	施設
	設置不要	施設

注:業務用厨房施設とは、業務用施設であって、次の業務用機器(事故報告及び事故届に係る特定消費設備の業務用機種)を設置している施設となります。

対象機器:業務用こころ、業務用オープン、業務用レンジ、業務用フライヤー、業務用炊飯器、業務用グリドル、業務用酒かん器、業務用おでん鍋、業務用蒸し器、業務用焼物器、業務用食器消毒保管庫、業務用煮沸消毒器、業務用湯せん器、業務用めんゆで器、業務用煮炊釜、業務用中華レンジ、業務用食器洗浄機、業務用その他

4 業務用施設のSB(EB)メータ設置先におけるガス警報器連動遮断の状況

① 業務用施設の内、SB(EB)メータ設置戸数		戸
② ①の内、ガス警報器連動遮断戸数 ※注1	連動済	戸
	連動不要(屋外) ※注2	戸

注:1. ②のガス警報器連動遮断には警報器連動自動ガス遮断装置によるものも含めてください。
注:2. ②の連動不要(屋外)とは、屋内に燃焼器具がない戸数となります。

5 集中監視システム設置戸数(ガスメータに設置されたもの)

① 第1号又は第2号認定販売事業者制度の認定を受けられる条件を満たしている集中監視システム(常時監視システム) 認定販売事業者を取得しているかは問いません。 ※注1, 3		戸
② 上記①以外の集中監視システム(低頻度型集中監視システム) ※注2, 3		戸

注:1. 常時監視システムとは、メータが検出した特定保安情報を直ちに監視者(集中監視センター)に伝達するものです。
注:2. 低頻度型集中監視システムとは、メータが検出した特定保安情報を決められた時間に監視者(集中監視センター)に伝達するものです。
注:3. バルク供給における残量管理の集中監視システムは除外となります。

6 安全機器普及状況等

	①マイコンメータ等		②ヒューズガス栓等		③ガス警報器		④調整器	
	設置済戸数 ※注1, 4, 5	内、期限切れ戸数	設置済戸数 ※注1, 3, 4 (設置不要戸数) ※注2, 3	設置済戸数 ※注1, 4 (設置不要戸数) ※注2, 3	内、製造年から 5年を経過した戸数	設置施設数 ※注1, 6	内、製造年から 7年交換のタイプは7年 10年交換のタイプは10年 を経過した施設数	
A 業務用施設 (共同住宅と一般住宅以外)	戸	(戸)	戸	戸	(戸)	施設	(施設)	
B 共同住宅 (同一建築物内に3世帯以上入居する構造のもの)	戸	(戸)	戸	戸	(戸)	施設	(施設)	
C 一般住宅	戸	(戸)	戸	戸	(戸)	施設	(施設)	
D 合計(A+B+C)	戸	(戸)	戸	戸	(戸)	施設	(施設)	

注:1. 法令上の設置義務にかかわらず、各項目の安全機器の設置戸数を記入してください。(例えば一般住宅でも警報器を設置していれば「設置済」となります。義務施設かどうかは関係ありません。)
注:2. 「ヒューズガス栓等」の項目で、屋内に燃焼器具がない場合、また、「ガス警報器」の項目で、屋内に燃焼器具がない場合及び燃焼器具が浴室内に設置されている場合は、その戸数を設置不要戸数としてカウントしてください。
注:3. 屋内に燃焼器具がある場合で、「ヒューズガス栓等」の項目について、末端ガス栓と燃焼器具が法令に基づきネジ接続又は迅速継手により接続されている場合は設置済としてください。なお、安全装置のないガス栓が1つでもある場合は未設置戸数となります。
注:4. 1つの消費者に複数のマイコンメータ等、ヒューズガス栓又はガス警報器を設置していても「1戸」としてください。(例えば、1つの消費者にヒューズガス栓が6つ及びガス警報器が2つ設置されていても「1戸」となります。)
注:5. 感震遮断装置のないガスメータが設置されている場合は、対震自動ガス遮断器との組み合わせであれば「設置済」となります。また、対震自動ガス遮断器とガス警報器連動遮断装置との組み合わせでも「設置済」となります。
注:6. 調整器については施設数で記入してください。例えば、共同住宅で1つの施設に調整器を設置し、そこから複数の消費者に供給している場合は1施設となります。
※ご不明な点がございましたら都道府県LPガス協会までお願いいたします。

令和7年度 需要開発推進取組状況等調査報告書(2/2)

令和8年3月末現在
(一社)全国LPガス協会 調査

販売事業所名	
--------	--

7 需要開発関係

	GHP (LPガスヒートポンプ)	エネファーム	ハイブリッド 給湯器	エコジョーズ	Siセンサー コンロ	ガス浴室暖房 乾燥機
① 令和7年度 販売台数	台	台	台	台	台	台
② ①の内、非エコ ジョーズ機器か らの取替台数 ※注		台	台	台		

注: 取替台数とは、非エコジョーズ給湯器からエコジョーズ給湯器、エネファーム、ハイブリッド給湯器へ変更した台数を記載してください。

8 ガス料金の公表状況関係

下記の中から該当する番号を1つ選択し記入してください。

① 店頭でガス料金を掲載(料金表を自由に入手(配布)できるようにしている状態を含む)している。	該当する番号
② ホームページでガス料金を掲載している。	
③ 店頭及びホームページでガス料金を掲載している。	
④ 店頭及びホームページにもガス料金を掲載していない。	

9 取引の適正化・料金の透明化関係

下記設問に該当するA～Cに○を付けてください。

① 過大な営業行為について	A. 行っている	B. 行っていない	
②-1 LPガス料金等の情報提供における賃貸住宅の入居者から直接要請のあった場合	A. 対応している	B. 対応できていない	
②-2 LPガス料金等の情報提供における不動産関係者を通じた情報提供の実施	A. 行っている	B. 一部行っていない	C. 行っていない
③ 三部料金制の実施状況について	A. 全消費者実施済	B. 一部未実施	C. 全て未実施

* 本報告書にご記入いただきました個人情報につきましては、本報告書の内容等のお問い合わせのみにご使用させていただきます。